2 本 堂 秀 利 議 員

- 1 泊原発3号機のプルサーマル計画に関 するシンポジウムについて
- 2 指定管理者制度の適切運用について
- 3 地域防災治水対策について



1 泊原発3号機のプルサーマル計画に関するシンポジウムについて

私は、日本共産党議員団を代表して、町政に対する質問をいたします。

まず、泊発電所3号機のプルサーマル計画に関するシンポジウムについてお尋ねいたします。

2008年10月12日、岩内町で行われた道と地元4町村主催の北海道電力と泊発電所3号機のプルサーマル計画に関するシンポジウムで、北電が社員に「やらせ」を指示していた問題に関連して質問します。

これは、日本共産党北海道委員会に内部告発が寄せられ、8月26日問題の指示文書も示して発表されたもので、北電は同日夜これを認め、地元住民をはじめ道民に大きな衝撃を与えました。

日本共産党北海道委員会は「道と4町村主催のシンポジウムだけでやらせがあったというのは無理がある」と指摘し、北電と道に徹底的な調査と全容解明を求めました。

そして、8月31日北海道電力は、7月に九州電力のやらせメール問題を受けて経産省が電力各社に「やらせ」がなかったか調査を指示したのに対し、2008年8月の泊村でのプルサーマルシンポでは「やらせ」は確認できなかったとの回答を一転させ、その事実があったことを認めました。

北電は、1999年泊原発3号機の新増設の可否を問う住民説明会でも「やらせ」指示が発覚し、当時の社長が陳謝したにもかかわらず、何らまともな反省をしてこなかったことを示しています。

それどころか、今回の事件を受けて北電関係者は「今でも社員や子会社を動員するのは当たり前、北電は今でもやらせがいけないという意識は希薄だと思う」と話しています。

この様な形で、住民合意が演出され、ことが進められていくことについて、町 長はどう思うか見解をお伺いします。

この問題は、道民・地元住民の意思を公平に扱うべき場をゆがめ、卑劣な手段による意見集約を行うもので断じて許し難いものと言わなければなりません。

このシンポジウムの会場で行われたアンケートでは、参加者の55%がプルサーマル計画に理解を示し、この結果をもとにシンポジウムは以後開催されず、有識者検討会議に反映され、高橋知事のプルサーマル計画容認へと経過していきま

す。

泊原発3号機は1999年の「やらせ」と安全神話の上に民意をゆがめてつくられたものであり、大本からその立地の正当性が問われるものです。

また今日明らかになった「やらせ」はプルサーマル計画の実施に向かう住民合意の正当性に疑問を与えるものです。

以上の経過を踏まえるならば、今必要なことは直ちに泊原発3号機の営業運転を中止すること。プルサーマル計画を撤回することと思いますが、町長の見解をお伺いします。

福島原発の震災後、町民の原発に対する意識は大きく変化しています。

北海道新聞が7月に行った泊原発30Km圏内の住民アンケート調査によると、将来のエネルギーについて、今までどおり原発に頼るべきだ11%、原発を段階的に減らし、他のエネルギーに転換するべきだが89%になっています。

原発の交付金を受けている地元4町村の住民へのアンケートでも、経済振興について原発中心の経済振興を図るべきだ22%に対し、原発に頼らない経済振興を考えるべきだとの回答が77%となっています。

町長はこのような民意の変化とその声を尊重して、町政に反映させていく責務 を負っているのではありませんか、お伺いします。

原発はいらない、自然再生エネルギー への転換をというのが、町民多数の声です。

泊原発3号機の営業運転の中止、プルサーマル計画の撤回を北海道電力、北海 道に対して申し入れるべきと思いますが、見解をお伺いします。

【答 弁】

町 長:

本堂議員からは、3点にわたるご質問であります。

順次、お答えいたします。

1点めは、プルサーマル計画に関するシンポジウムについて、4項目のご 質問であります。

1項めは、北電によるシンポジウム参加等の要請問題、いわゆる「やらせ問題」に係り、住民合意が演出されたとのご指摘に対する私の見解についてであります。

平成20年8月31日の国主催の「プルサーマルシンポジウム」において、参加を要請するメールが発信された件、および、同年10月12日に北海道と地元4町村が開催した「プルサーマル計画に関する公開シンポジウム」における参加要請および推進意見を依頼するメールが発信された件につきましては、北電、ひいては、原子力発電所に対する地域住民の信頼を損なう結果となったことは紛れもない事実であり、非常に残念であると考えております。

ただ、この度の一連の問題につきましては、9月3日に「プルサーマル公開シンポジウム等に関する第三者委員会」が設置され、事実確認が厳正に行われるものと考えており、ご質問の住民合意の演出についての見解につきましては、まず、当該委員会による調査結果の公表を待って判断したいと考えております。

2項めと4項めは、泊発電所3号機の営業運転の中止およびプルサーマル 計画の撤回についてであります。 関連がありますので、併せてお答えいたします。

まず、泊発電所3号機の営業運転についてであります。

本年1月5日より第1回定期検査のため運転を停止した泊発電所3号機は、3月7日から発電を再開し、予定では、4月上旬に最終検査を受検し、その後、営業運転を開始するスケジュールとなっておりましたが、福島第一原発事故を踏まえた緊急安全対策等の実施のため調整運転が延長されたものであります。

8月9日から10日に実施された最終検査につきましては、原子力安全・保安院より「検査結果は良好である。」との報告がなされ、さらに、11日に開催された原子力安全委員会において、各種の検査結果および主要な運転データの測定結果の確認が行われたものと承知しております。

私としては、この度の最終検査にあたり、調整運転が5カ月と長期間におよんでいたことに鑑み、これ迄の原子力安全・保安院による合否の判断に、原子力安全委員会の確認プロセスが加えられたことは、評価できるものと考えております。

次に、泊発電所3号機プルサーマル計画につきましては、有識者検討会議の「国の安全審査を前提に、ウラン燃料のみを利用する場合と同様、安全性は確保される。」との提言を重く受け止め、さらには、町議会のご意向やご要望等を十分踏まえた中で、国の安全審査を前提に了解する旨の回答をしたものであります。

従いまして、泊発電所3号機の営業運転およびプルサーマル計画につきましては、町として、現段階で、北電等に対し、中止や白紙撤回を求める考えには至っておりません。

3項めは、原子力発電所に対する民意の変化についての私の所見について であります。

今後のエネルギー政策につきましては、現行のエネルギー基本計画の見直 しについて、当該計画の改定を行う総合資源エネルギー調査会が、早ければ 9月下旬には始まる予定と伺っております。

この中では、民意にも配意しながら、国の中長期のエネルギー対策についての議論が本格化するものと考えており、審議等の経過を注視してまいりたいと思っております。

何れにしましても、再生可能エネルギーにつきましては、今後、果たしうる役割や重要性は高まってくるものと考えておりますが、少なくとも現時点においては、エネルギー安定供給の観点から、原子力発電が果たす役割には変わりはないものとの認識を持っております。

く再質問>

再質問いたします。

北海道電力泊発電所3号機増設をめぐり、2000年3月に泊村で開かれた、 道主催の道民の意見を聞く会で、北電泊原子力事務所渉外課の職員が少なくとも 周辺の自営業者4人へ道民の意見を聞く会の出席と賛成の意見を求めていたと報 道がありました。

こうした3号機の建設経過を町長は、どのように受け止めておりますか。

道民の意見を聞く会は、1999年10月に賛成工作が発覚して、北電社長が 陳謝し、開催が延期となっています。 極秘と書かれた指示文書には、社内からの発信は行わないとの注意書きがあり、 主婦の立場から原子力は必要だと考えていますなどの雛型も準備されておりました。

1999年11月10日の衆議院科学技術委員会では、日本共産党の吉井英勝議員の質問に対し、資源エネルギー庁長官が、北電社長も行き過ぎを認めており、今後は起こらないと思うなどと答弁しておりました。

しかし、2000年3月30日反省した5ヶ月後に北電泊原子力事務所渉外課 の社員が、道民の意見を聞く会に賛成意見を要請するやらせを組織しています。

明らかになった事実は、抽選で当たった参加者、北電の仕事をしていた方に発言を促し、北電原子力事務所渉外課の社員が地位を利用して、やらせ工作を依頼していると言わざるを得ません。

発言を依頼された方は、一度問題になったのにまたやるのかと思った。

会社の利益誘導のためには、安全性に疑問を持つ住民の意見など無視し、なり ふりかまわず、工作するこうした北電の体質をどのように思いますか。

2000年3月、やらせによる聞く会での賛成·反対意見が13の同数であったことを踏まえ7月の道議会で、増設計画を容認と結論を出しています。

知事は、聞く会の意見は増設計画容認の判断材料であったとし、北電の誘導によって知事の判断に影響を与えたものです。

2008年7月29日、経済産業省主催のプルサーマル計画シンポジウムでの やらせはシンポジウム開催当時、佐藤佳孝社長が同社の原子力推進部長です。

こうした体質が引き継がれています。

2008年10月12日の道と地元4町村主催の北海道電力泊原発3号機のプルサーマル計画に関するシンポジウムでもやらせが行われ、その結果が有識者検討委員会にも反映され、北電による世論誘導が高橋知事の翌年3月、プルサーマル計画の受け入れを容認する判断に影響を与えたとなると、計画の撤回は当然のことと思いますが、いかがですか。

次に、町長はエネルギー安定供給の観点から、原発が果たす役割は変わらないと答弁していますが、北海道経済産業局の統計では、原発以外の発電可能電力は自家発電能力は、約262万KWを含めて、886万KWとなっており、北電の最大必要電力547万KWを上回っています。

冬場になると電力不足するという言い方をしていますが、現在でもこのように 泊原発を上回る、道内には自家発電能力が、現に存在しています。

そうゆう面でも、この原発が果たしている役割が変わらないとゆう認識を替えていく必要があるのではないかと思いますが、いかがですか。

それから町長は、このやらせ問題に関連して、第3者委員会が調査をはじめたので、その調査結果を待って判断をしたいとそうゆうふうに答弁しておりますが、このような一連のやらせの報道がありましたけれども、こういった形で進んでいる、そのことに対してどう思うかとゆう質問には、きちんと答えていないと思います。

町民の間では、この北電のいろいろなやらせ、一連のやらせこれはもう、恒常的にやられていたと言われておりますけれども、そうゆうことに対して、町民は激しい怒りの声を上げています。

こうゆう点でも、この第三者委員会の調査結果を待って、こうゆうことでは、 住民の生命と安全を守る、町長としての立場では、この第三者委員会の結果を待ってとゆうことでは、到底納得できません。

【答 弁】

町 長:

本堂議員からは、2点にわたる再質問であります。

1点めは、泊発電所3号機に関連した、5項目にわたるご質問であります。

1項めと2項めは関連がありますので、併せてお答えいたします。

この度の一連の「やらせ問題」が、原子力発電所に対する地域住民の信頼 を損なう結果となったことは、紛れもない事実であり、非常に残念であると 考えております。

ご指摘の北電の体質等につきましても、第三者委員会において、事実確認が行われることでありますので、当該委員会による調査結果の公表を待って判断したいと考えております。

3項めは、プルサーマル計画の撤回についてのご質問であります。

先ほどの答弁でも申し上げたとおり、プルサーマル計画につきましては、 有識者検討会議の提言を重く受け止め、さらには、町議会のご意向やご要望 を十分踏まえた中で、国の安全審査を前提に了解する旨の回答をしたもので あります。

4項めは、今後のエネルギー政策についてのご質問であります。

先ほど、国のエネルギー政策についてお答えいたしましたが、北海道につきましても、原子力発電所が停止となった場合、水力、火力発電等が安定運転を続けるためには、様々な制約があるものと考えております。

5 項めは、やらせ問題に関して、第三者委員会を待たずに判断すべきとの ご質問であります。

繰り返しになりますが、第三者委員会で事実確認が厳正に行われることから、当該委員会の調査結果を待ちたいと考えております。

く再々質問>

えー、原発の問題について、えーと町長はあくまでも、第三者委員会の調査結果を待ちたいと、調査結果を待って判断するとゆう答弁ですけども、私の質問とゆうのは、第三者委員会の調査結果以前の問題として、えーまあこの危険な原発をあの一泊発電所受け入れてきたわけですけども、えーそこには、やっぱり北電と地元自治体の一定の信頼関係というのはあったと思うんです。

で、そうゆうまあ私たちは、北電のいろいろな行動に対しては、常に批判してきましたけども、ともかく地元自治体としては、安全第一の運転とゆうことを要望してやってきたと思います。

しかしながら、やらせの問題と言うのは、発覚をすると謝って、陳謝しております。

しかし依然としてそれを繰り返していることに対して、どう思うかと。

これは完全に、信頼関係失われているというふうに私は思います。

で、これを壊しているのは北電、紛れもなく北電です。

ですから、こうゆう点で普通であれば、何をやっているんだともう怒りだすのは当然ではないかとゆうふうに私は思います。

そうゆう点で、再度答弁を求めたいと思います。

それから、プルサーマル計画の受け入れについては、有識者検討会議の提言を重く受け止めて、国の安全審査を前提にとゆうことで、受け入れを容認したとゆうことでありますけれども、これを審査するのは、原子力安全保安院、でこの原子力安全保安院が最近の報道によるとえー、この保安院が電力会社といっしょになって、このやらせを行ってきたとゆう事実が、経産省の第三者委員会の調査で明らかになりました。

でその中では、たとえば2007年8月の浜岡原発のシンポに向けて中部電力の担当者に発言文案を作成し、関係者に発言させるように要求、しかし、中部電力から法令遵守の観点から出来ないと拒否されると、保安院職員は中部電力の対応に不満を示した、こうゆうふうに報道されいます。

このような、原子力安全保安院これは、厳正にあの一これを審査するとゆうふうにはもう到底考えられない、推進する立場でこういろいろやらせをやってきている、そうゆうことだと私は思います。

で、このプルサーマル3号機のプルサーマルについては、緊急福島の原発事故を受けて、緊急安全対策をとったとまあそれはあの一電源の確保だとか、建屋の防水をやったとか、ゆうことはありますけれども、その他の対策はまったく先送りされております。

まして、地震対策など福島原発の事故の知見とゆうのはまったく反映されない中での審査が行われていると、こうゆう点でも私は、プルサーマル計画の営業運転中止、プルサーマル計画の撤回こうゆうものを重ねて、要求したいと思います。

【答 弁】

町 長:

本堂議員からは、2点にわたる再々質問であります。

1点めは、泊発電所3号機に関連した、2項目にわたるご質問であります。 1項めは、北電の「やらせ問題」についての、ご質問であります。

私としては、北電に対し推進意見の依頼等について、遺憾の意を伝え、事 実関係の詳細な調査を求めたところであります。

また、地域住民の信頼を損なう結果となったことは、紛れもない事実であり、非常に残念であると考えております。

2項めは、プルサーマル計画の撤回についてのご質問であります。

私としては、福島第一原発事故におけるMOX燃料の影響については、国の検証委員会において、起因する課題が確認された場合は、適切に対応してまいります。

2 指定管理者制度の適切運用について

国は地方自治体に市町村合併、地方財政の削減、集中改革プラン(05年~2010年)などを押しつけ多くの自治体で国の方針に沿って行政改革をすすめてきました。

岩内町でも町税や地方交付税などの一般財源の減少により、これまでの行財政 運営を続けた場合、財政再建団体へ転落する危機的な状況に直面しました。

この状況を回避し、地方分権時代にふさわしい自立した町となるために、

- ①健全な財政運営の実現
- ②効率的な行政の推進
- ③町民と行政の協働によるまちづくりを掲げ平成18年度から平成22年度を取組期間としました。
- ④の効率的な行政の推進では、郷土館の開館時間の見直し、美術館の管理運営のあり方の検討、文化センターの施設管理の見直し、保育所の統廃合、勤労青少年ホームの休止、いこいの家の転売、今年度は特別養護老人ホームの譲渡等を挙げ郷土館、美術館、ディサービスセンターは指定管理者制度を導入。

保育所や中学校、特別養護老人ホームの給食は委託や請負となり、岩内町でも そこで働く労働者が「官製ワーキングプア」と呼ばれるような状況が生まれてき ています。

この間・保育所、中学校、老人ホームなどの給食業務を委託や請負にしたことで住民サービスの低下がなかったのか。

- ・委託や請け負った会社が、経費の削減を追い求め労働者に負担を強いているのではないのか。
- ・食材の購入などでは、地元調達など地産地消での利用が行われていたが直営から、委託や請負に変わり地産地消・地元利用が減少してきているのではないのか。 また、定員管理では指定管理者制度を導入したことでこの5年間で正職員は何名削減になり、その削減を非正規労働者同数が雇用になったのか。

各中学校の調理職員は同数が雇用になったのか。

・指定管理者制度を導入することで、町としてどのような効果が生まれたのか。 本来の指定管理者制度の目的は実現しているのかお伺いいたします。

総務省は、2010年12月28日指定管理者制度の適切な運用に努めるよう 総務省自治行政局長が通知を出しています。

- ・指定管理者制度の運用については、どのような通知内容と受け止めたのか。
- ・郷土館と美術館の施設設置の目的は。

指定管理者制度を導入したことでどのような効果を得たのか。

住民サービス面と財政面で、それぞれお伺いいたします。

総務省自治行政局長の通知は、指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたと改めて制度の主旨を説明しています。

・民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の 向上を図っていく本来の指定管理者制度の目的は実現していますか。

翌年、2011年1月5日 片山総務大臣は、「指定管理者制度をコストカッ

トのツールとして使ってきたきらいがある。

指定管理者制度は行政サービスの質の向上にあるはず、ところが、アウトソースすることによってコストをいかにカットするかというところに力点が置かれてきた。総人件費の削減という意味でアウトソースを進めてきた。結果として官製ワーキングプアを随分生んでしまっている。以前から進めている集中改革プランにとらわれることなく自治体では業務と職員とのバランスは自ら考えて定数管理などやっていただきたい。」

自治体はですね、地元の企業の皆さんに対しては、正規社員を増やしてくださいということをよく働き掛けるのですよ。当然ですよね。やはり正規雇用を増やしてくださいということを働き掛けるのですけれども、当の自治体が、自ら内部では非正規化をどんどん進めて、なおかつ、アウトソースを通じて官製ワーキングプアを大量に作ってしまったという、そのやはり自覚と反省は必要だろうと、私は思います。

そういう問題提起の意味も含めて見直しをしたということです。

「集中改革プランという法的根拠のない仕組みを全国に強いてきたという、これの解除ですね」と記者会見で片山大臣が応えています。

これは、指定管理者制度導入を含む「民間委託等の推進」が法的根拠を欠いたものという認識を示したものです。

- ・岩内町においても自立に向けての基本的な考え方や重点推進事項等を基本とし、国(総務省)から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により公表を求められた『集中改革プラン』として策定したのではないのですか。
- ・総務大臣が「集中改革プランという法的根拠のない仕組みを全国に強いてきたという、これの解除ですね」はまったく他人事のような発言で地方の実態を理解していません。
- こうした国の方針「集中改革プラン」を楯に行政改革と称して住民サービスを切り捨てるのではなく地方自治体が、憲法及び地方自治法に基づいて、住民福祉を増進するという本来の役割を発揮し、「公の施設」の充実を図ることこそが求められていると思うがいかがですか。
- ・この通知は指定管理者制度を見直し導入の撤回を行い、正規の職員雇用で運営するよう総務省が通知しているものですが、町としてはこの通知を受けてどのように取り組むのですか。

日本自治体労働組合総連合 書記長 猿橋 均氏は、「指定管理者制度の適用は「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」と限定され、住民サービスの向上が条件であり、経費削減や定数管理を主目的とする制度適用は認められません。」と指摘しています。

・こうした指摘や、総務省の通知を受け、郷土館、美術館、ディサービスセンターなど個々の施設ごとに検証し、保育所や中学校、特別養護老人ホームの給食等も委託や請負から、直営に戻すことを含めた抜本的な改善を図ることが求められていると思いますが答弁を求めます。

【答 弁】

町 長:

2点めは、指定管理者制度の適切運用について、16項目にわたる質問であります。

1項めは、給食業務の委託や請負による住民サービスの低下に関してであります。

給食業務の委託につきましては、正規職員の退職に伴う人員減による調理 業務の安定的な確保や、衛生面・保安面などの点から、それぞれの施設において 調理業務を行うため、平成10年以降、各施設に導入しております。

この委託にあたっては、給食の質の低下を招くことがないよう配慮しつつ、 関係法令等に基づき、円滑かつ適正に実施されるよう努めており、サービス の低下はないものと考えております。

2項めは、経費の削減と労働者への負担についてでありますが、委託業務の発注に際しては、町の設計書と落札業者が提出した内訳入り見積書を比較し、調理員の賃金単価や社会保険などの労務内容を確認し、不適切な積算がある場合は、改善等の措置を講じることとしており、労働者に負担を強いることはないものと考えております。

3項めは、地産地消・地元利用についてでありますが、食材の購入については、栄養士が作成する献立に基づき、請負業者が食材を発注することになっておりますが、その購入先は町が指示することとしており、委託前と同様に地元業者から購入していることから、民間委託になったことによる地元利用は減少していないものと考えております。

4項めは、指定管理者制度の導入による正規職員の削減と非正規労働者の 雇用についてであります。

現在、指定管理者制度を導入している施設は、老人福祉センター、デイサービスセンター、郷土館及び木田金次郎美術館の4施設でありますが、老人福祉センター及びデイサービスセンターにつきましては、制度導入以前より、公共的団体に管理を委託していたことから正規職員を配属しておらず、また、郷土館につきましては、特別職の非常勤職員として館長を置くとともに、臨時事務職員を配置していたことから、その削減はないものであります。

木田金次郎美術館につきましては、正規職員として学芸員を配置し、管理 について公共的団体に委託をしており、制度導入後においても同様の職員配 置であることから、正規職員の削減はないものであります。

5項めは、中学校の調理員の数についてでありますが、教育委員会からは、 2校とも民間委託前と同数を確保していると聞いております。

6 項めと12 項めは、指定管理者制度の効果と目的の実現について関連がありますので、合わせてお答えいたします。

指定管理者制度の目的は、ご質問にもありますとおり、「民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため」ではありますが、その一方では、各施設の機能・役割、運営方法、維持管理経費などを十分に勘案し、限られた財源を有効に活用するための施設管理手法の一つでもあります。

したがいまして、町としては、これらを総合的に勘案し、その効果や目的の実現について判断すべきと考えており、制度導入後、利用される方々のサービスについては、大きな苦情やトラブル等について聞き及んでいないことから、

適切に運営されているものであり、また、指定管理者の専門性を活かした企画展などの開催により、地域住民と一体となった運営が図られていることなどから、その目的は実現されているものと判断しております。

7項めは、指定管理者制度の運用に係る通知内容の受け止めについてでありますが、ご質問にもあります「指定管理者制度の運用について」の内容は、制度導入以降、公の施設の管理において、地方公共団体において様々な取り組みがなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、改めて制度の適切な運用に努めるよう通知されたものであります。

その具体的な事項は、制度導入の可否、公共サービスの水準の確保、指定期間の定め、事業計画書の提出、指定管理者における法令遵守など8項目にわたり留意すべき点について記載されているところであることから、制度の趣旨を十分理解した上で、制度の適切な運用を図るよう求めるものであると認識しております。

8項めと9項めは郷土館に関してでありますので、合わせてお答えいたします。

まず、郷土館の設置目的についてでありますが、岩内町郷土館条例第2条において、その設置について規定しており、岩内町開拓の歴史、民俗、産業等に関する資料を収集し、保管展示して広く住民の観覧に供するとともに、産業、経済の興隆と郷土美術、文化の向上に資するため、郷土館を設置するとしております。

次に、指定管理者制度の導入による効果についてでありますが、まず財政面では、郷土館を維持管理する全体予算の中で、指定管理者の収入は管理委託料と観覧料であり、指定管理者の負担がないように委託料を定めていることから、町として顕著な効果が見られてはおりませんが、サービス面では、指定管理者として各種企画展や地域の方々を巻き込んだ事業を開催するなど、地域に親しまれる館として運営されており、観覧者も増加するなど、館の活性化が図られていると、教育委員会から聞いております。

10項めと11項めは美術館に関してでありますので、合わせてお答えいたします。

まず、美術館の設置目的についてでありますが、木田金次郎美術館条例第 2条において、その設置について規定しており、木田金次郎の作品を中心と する岩内美術文化の普及と継承を図り、地域の文化と教育の振興に資するた め、美術館を設置するとしております。

次に、指定管理者制度の導入による効果についてでありますが、まず財政面では、郷土館と同様に委託料を定めていることから、町として顕著な効果が見られてはおりませんが、サービス面では、指定管理者として専門的立場から、自主性の富む企画展や各種事業を展開することにより、幅広い美術活動が進められ、合わせて、地域住民の絵画や美術品の鑑賞の場として運営されていると、教育委員会から聞いております。

13項めと14項めにつきましては、集中改革プランについて関連がありますので、合わせてお答えいたします。

集中改革プランにつきましては、平成18年3月に策定し、同年4月に北海道へ報告したものでありますが、町では、これに先立ち、町の財政状況が、国の三位一体改革による地方交付税の減少や公債費負担の増加等により財政

再建団体への転落が危惧されることから、この状況を回避するため、行政全般にわたる総点検を行い、事務事業の見直しを実施するため、新行政改革大綱を策定したところであります。

したがいまして、集中改革プランにつきましては、基本的には、町の自らの責任において策定した新行政改革大綱に基づいたものであり、施設の設置と管理運営につきましても、新行政改革大綱における一つの取組事項として検討を進めたものであります。

15項めは、総務省の通知を受けての町の取り組みについてでありますが、この度の総務省からの通知につきましては、制度の運用に際し留意すべき点について通知されたものでありますが、町としては、各施設においては適切に制度運用されていると判断しており、また、先にもご答弁申し上げましたように、各施設で指定管理者の専門性や自主性を活かした企画展等の取り組みがなされるなど、民間のノウハウを活用した運営が図られていることから、現時点では、制度導入の見直しを検討する状況にはないものと考えております。

16項めは、総務省の通知を受けた個々の施設の検証と委託や請負などの抜本的な改善についてであります。

施設の管理・運営や業務の実施につきましては、これまでも適正な管理運営・執行に努めてきたところであり、今後におきましても個々の施設や業務を十分把握した上で、その施設の設置目的や業務内容に応じた、より効果的・効率的な管理運営・業務の実施に努めて参りたいと考えております。

く再質問>

次に、指定管理者制度について、町長答弁は制度導入の見直しを検討すると言う状況にはないとしていますが、経営主体を数年ごとに選び直す仕組みは、継続的な研究や企画、人材育成を必要とする美術館・博物館にはなじまないという主張も以前からある。継続して運営できる保証がなければ市民の信頼は得にくくなる。作品寄贈や寄託が減る恐れを感じていたと足利市立美術館は、来年度の管理者更新を機に、直営に戻すことを決めたと報道されています。

こうした美術館運営のあり方から指定管理者制度の継続ではなく直営にすることで住民の信頼を得る運営につながると思いませんか。

通知は、留意すべき点も明らかになってきたとして、8項目の助言をしています。

その中には、指定管理者制度は、公共サービスの水準確保と要請を果たす最も 適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格 競争による入札とは異なるものであることという項目もあります。

この制度の実態が、単なる価格競争による入札となり、住民サービスの質が低下していることを是正しようとするものです。

また、指定管理者が労働法制を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において、労働法令の遵守や雇用労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意することという項目もあります。

これは、契約が更新されるたびに労働条件が低下するなど、この制度が官製ワーキングプアを拡大する要因となっている実態を是正しようとするものであります。

通知では、こうした指導を受け、制度の見直し、委託や請負の実態を調べ、官 製ワーキングプアを是正する指導や取り組みを行うことが求められていると思い ませんか。

お伺いします。

【答 弁】

町 長:

次に、指定管理者制度に関して、2項目の再質問であります。

1項目は、事業継続のため職員にすべきではないかとのことでありますが、町における指定管理者の選定にあたっては、公募に際し事業計画書の提出を受け、関係法令の遵守や事業計画が町の考え方や事業の継続性が図られるかどうかも選定基準のひとつであり、町としてはこれら事業計画をもとに事業運営が適切実施されると判断される事業者を選定し、議会の議決を得ながら指定しているところであります。

2項目は、ワーキングプアに関してであります。

1項目でお答えしましたた事業計画書においては、これまでもその事業者において、雇用される方の賃金単価や社会保険などの条件について、確認しているところでありますが、国からの通知にもありますとおり、指定管理者において、労働法令の遵守や雇用労働条件の適切な配慮がなされるよう、今後とも町として、事業者に対して指導して参りたいと考えております。

く再々質問>

次に、指定管理者の選定は、事業計画等をもとに適切に実施されていると判断し、事業者を選定しているとしていますが、総務省の通知はこうした制度の導入が、官製ワーキングプアを生みだしていると、こうしたことを全国的に強いてきたこうゆうことから、これの解除だそうゆうふうにいっております。

そうゆう点では、町長はそのことに何ら答えていないと思います。

助言では、契約が更新されるたびに労働条件が低下するなど、官製ワーキングプアの拡大する要因になっているとゆう指摘を受け止め、直営に戻すことこそが求められていると思います。

再度答弁を求めます。

【答 弁】

町 長:

2点目は、指定管理者から直営へ戻すべきとのご質問でございますが、町としましては、これまでも指定管理者制度の趣旨にのっとり、施設の管理・運営を行っているところであり、今後とも労働法令の遵守や労働条件への適切な配慮など、通知の趣旨を十分踏まえて、制度の適切な運用に努めて参りたいと考えております。

3 地域防災治水対策について

台風12号の接近の影響で各地に局地的な大雨が降り家屋の浸水、河川の増水など昨年の水害と重なり町の水害対策に多くの住民は不安を感じています。

- ・12号台風、同時発生している13号台風による岩内町での被害箇所、程度は。
- ・新聞報道によれば、後志管内岩内町でも床下浸水が発生と報告されていますが 床下浸水を受けた被害の箇所・地域はどこか。
- ・被害の多かった9月2日、午前中の降水量と降水時間は。
- ・12号、13号の影響による地域への降雨量は。
- ・22年7月29日、岩内町を見舞った豪雨災害では「1時間に30ミリ以上の雨、連続して4時間で80ミリの猛烈な豪雨のため排水側溝が飲み込めなかった」と応えていますが昨年の集中豪雨後に対策はどのように行われたのか。

冠水道路は、旧波止場通り東相生集会所交叉点から橋爪商店

老古美稲穂通り橋爪商店から土門宅交叉点 土門宅交叉点から老古美波止場通り糸矢商店交叉点

土門七父久点から七百美級正場通り示大間店父父点 老古美橘町通り新保建設倉庫交差点付近

公園通り中川 宅交叉点からちびっ子広場までの道路の冠水など

です。

「集中豪雨のため低いところに水が集まってくる。それは自然的な状況である程度時間が過ぎ雨が収まれば改良していく」と応えていますが危ないと承知の上で十分に手を施していないなら治水対策では全く無いと言わざるを得ません。

- ・前回も冠水になった道路への改善・対策はどう行われていたのか。
- ・今回の状況を生みだした原因はどこにあると考えているのか。
- ・宮園 9 9 番地から地下埋設した柴田川は東相生集会所・インテリア佐藤宅・野 沢商店まで埋設され老古美波止場通りを経て運上屋川に流れているがこの間に冠 水が多いのは、排水溝との関係で雨水を処理できない原因があるのではないのか。 短時間に降った雨水の処理対策は土嚢を積んで対応していますが、抜本的な対 策が求められています。
- ・宮園倉島牧場草地からの雨水で宮園240番地高校住宅敷地・その下流に住む 民家240-25番地付近への雨水処理対策はどうするのか。

降った雨が排水溝に飲み込めず道路に集まり川になって流れ、低いところにある民家へ流れ込み応急に土嚢で対処していますが町が目指す安心安全の町つくりとは言えません。

岩内高校テニスコート付近から宮園橋までの雨水処理対策 道道野東清住線特別養護老人ホームから中央橋までの雨水処理対策 地盤の高い地域から女学校裏通りへ流れ佐藤造花店交叉点の雨水対策 この地域は昨年の状況と何も変わっていません。

- ・昨年のゲリラ降水後どのような対策を講じたのか。
- ・今回同じような結果が生じ、雨水の通り道になる住民は「不安で夜も眠れない」と緊急な対策を求めていますが、原因の究明と改善方法・根本的な対策をお 伺いいたします。

国道229号線道路の冠水は流雪溝などでの雨水処理ができず道路がプール状態になって店舗入口まで土嚢を積まなければ床下浸水になったのが昨年の状況です。

「集中的な雨が降り山側の流雪溝に流れ満水状態に、気圧の関係で潮位が上昇し流雪溝の流末口がふさがれてしまい流れない。構造的に勾配も難しい流雪溝」と応えていますがこうした被害状況はハッキリしているのに、構造的に勾配も難しい流雪溝と言ってるだけでは商店街など床下浸水は我慢してくれと言っているようなものです。

原因がわかっているなら根本的な対策を取るべきです。

原因がわかっていて、土嚢対応では治水対策にはなりません。

・今回の状況は昨年と何ら変わっていないと思うがどのような対策を取ろうとしているのか。

女学校通り緑地帯に布設したチップ材が側溝に流れて入り側溝をふさぎ・風が 吹けば舞い上がり散乱し、風の時も雨の時も地域住民へ迷惑をかけています。

- ・側溝の確保など雨水対策でチップ材の撤去も必要ではないのか。
- ・用、排水路の改修工事や定期的な側溝の清掃、排水溝のない地域への新設など も予算を増額しこまめに対応することが必要ではないのか。

降水が低いところに流れだし、道路が水の通り道になり道路より低い住宅へ流れ込んで被害が出ています。

たとえば宮園岩内神社入口16番地23、この地域は成田宅まで側溝が布設されていますが、その先西宮中央広場へは自然流下・浸透で地域住民が手掘りで水路を造り西宮中央広場横、公営住宅の側溝に繋いでいます。

降水量の多いときは家に向かって水が走り不安を訴えています。

- ・宮園岩内神社入口16番地23成田宅から西宮中央広場にかけて、側溝布設などの雨水対策が必要ですがいかがですか。
- ・河川対策では「昨年の被害調査で土砂が堆積し、土砂を取りながら河川断面の 確保」と応えていますが、今回の降水を見ても運上屋川の堤防のかさ上げは必要 です。

特に柳橋から老松橋。宮園橋から東宮園2号橋付近は付近住民の安全安心の対策として取り組むべきではありませんか。

昨年と今年、2年続いての集中的な豪雨で町の水害対策の必要性がハッキリしています。

原因の究明とその対策は待ったなしです。

しかし、岩内町の基本計画で治水対策は「岩内町の河川は氾濫の恐れは少ないが河川浸食や老朽化で整備が必要」「降雨時の災害防止対策として河川整備は砂防対策、治山事業により対応」「台風などの気象情報に留意し河川パトロールの強化」などで住民が今求めている対策に応えていません。

排水設備の点検整備は、人命と財産を守り被害を最小限に留めるための町の仕事です。

河川の保守点検維持作業は、河川の現在有する治水機能を最大限に発揮させる ためのもので万全の対策が必要です。

- 基本計画にある治水対策の見直し強化も必要と思うがいかがですか。
- ・自治体の仕事は住民の命とくらしを守り、安全・安心の町をつくることです。 個々、具体的な答弁を求めます。

【答 弁】

町 長:

3点めは、地域防災・治水対策について17項目のご質問であります。 順次、お答えします。

1 項めは、被害箇所と程度についてでありますが、関連がありますので 4 項めの地域への降雨量についてまで併せてご答弁申し上げます。

9月2日から6日にかけての、台風12号及び13号の影響による被害箇所と程度についてでありますが、河川では、高台地区の運上屋川で柳橋下流側の右岸護岸延長12mの決壊と、敷島内地区の当別川で右岸護岸背面土砂の吸い出しなど2箇所が被害を受けております。

また、相生地区において道路の冠水が3箇所と床下浸水3戸が発生しております。

9月2日の降水量と降水時間については、午前0時から12時までの12時間雨量は93.5ミリで24時間雨量は143ミリであります。

このようなことから、台風12号・13号の影響による降雨量は、9月2日から6日までの5日間で270ミリとなっております。

5 項めは、昨年の集中豪雨後の対策についてでありますが、冠水した地域の排水溝については、流下能力の向上を図れるように清掃作業を実施し対応したところであります。

6 項めは、冠水した道路についてでありますが、関連がありますので、8 項めの冠水原因についてまで併せてご答弁いたします。

冠水が多く発生する相生地区は、地形的にほぼ平坦な状況であることから、野東川や運上屋川を流末とした排水計画となっております。

この排水は、主に公園通り及び旧柴田川の用水路で処理されるものでありますが、広い集水面積と、平坦な地域特性により、急勾配の確保が困難なことから排水管の流下能力が低いこと、また、市街地化による舗装路面の増加により、流末への降雨到達速度が速くなっていること、さらには、近年の降雨強度が強くなっている状況が冠水の原因と考えております。

この対策といたしましては、前段でも申し上げました既存排水溝の清掃を 図り、降雨時の応急対策として土のうの確保、水替ポンプの準備、これらに 対応できる人員の配置により対応してきたところであります。

このような状況において、今後、相生地区の広い範囲での集水量や既存排水管の調査を行い、排水処理計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

9項めの岩内高校教員住宅前道路の雨水処理対策についてでありますが、

この路線の排水の現況は、土留擁壁の基礎部に設置したU型側溝により排水処理をしており、コンクリート蓋をグレーチング蓋に一部交換するなどの集水能力向上を図ってまいりましたが、近年の降雨強度が強い雨の時は、広い草地からの雨水流入量が流下能力を超える事態が発生しております。

こうしたことから、草地内に降った雨水を分散させ、排水施設への負荷を 軽減させる方法も考えられますが、周辺の地形的な条件から、民地内での処 理方法となり実施は難しいことから、現況の中での対応とならざるを得ない ものと考えております。

したがいまして、当面は降雨時のパトロール強化と土のう等による速やかな対応をできる体制を維持し、今後、整備計画される高校前通りの街路整備

に合わせて流末を確保し、本路線の排水についても整備を図りたいと考えております。

10項めの昨年のゲリラ降水後の対策についてでありますが、関連がございますので11項めの被害原因の究明と改善方法・根本的な対策について併せてご答弁いたします。

高校前通り、道道野東清住線、女学校裏通りの各路線の対策につきましては、他の箇所同様に、側溝清掃を重点的に行い、流下能力の向上に努めてきたところであります。

また、原因といたしましては、これまでの答弁同様に、強い降雨に対して 排水管の流下能力が不足していることによるものであると判断しておりま す。

このようなことから、岩内高校から宮園橋の区間については、前段でもご答弁いたしました高校前通りの街路整備に合わせて、整備したいと考えております。

次に、道道野東清住線については、山側で接続する町道上権太川通りからの排水が影響していることから、道道の流末改修による対処方法と、町道からの排水ルートを切り替えての流末負担の軽減をする方法など北海道と協議し、対策を検討してまいりたいと考えております。

次の女学校裏通りにつきましては、その流末が国道流雪溝への接続である ことから、流雪溝の改修方針に 合わせた中で対応してまいります。

12項めは、流雪溝の改修対策についてであります。

流雪溝は、一定の勾配を保つなかで、一定の水深を確保し、投雪した雪のかたまりを流す構造となっております。

このような構造から、一定量の流下能力であることに加え、設置されている位置の中で、町道から国道の山側ルートへ流入する排水量は多大となっております。

また、流雪溝本体は一定勾配となっておりますが、投雪口は、その地区の地盤高さに合わせて施工していることから、地盤の低い地区の投雪口は、流雪溝本体との高さの差が無いために、満水時には溢れ出る状況となっております。

こうした状況の中、流雪溝は冬トピア事業により、国と道と町の3者による費用負担で整備されておりますので、町として検討している計画案を国・道と協議しながら、改修に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

13項めは歩道の緑地帯に布設したチップ材の撤去についてであります。 チップ材の布設目的は、雑草の育成を抑えること、加えて除草の際の作業 が容易になるためでありますが、これまでの経過年数から、その効果につい ては一定の成果が出ているものと判断しております。

しかしながら、ご指摘にあるとおり、風などにより散乱している状況も見受けられることから、道路管理のパトロール強化により対応してまいります。

14項めは、用・排水路の改修工事と側溝清掃及び排水施設新設などの予算増額についてであります。

町としては今後も予想される集中的な豪雨から水害の発生を予防するため に、より安全な排水施設の必要性を強く認識しているところであります。 このため、冠水危険区域の状況等の調査を行い、これに基づき優先順位を決定し、改修工事や新設工事実施に向けた検討を行い、計画的に整備を進めなければならないものと考えております。

したがいまして、当面の対応といたしましては、側溝清掃等の予算を適正 に配分し、維持管理体制を強化しながら管理してまいります。

15項めは、宮園地区の側溝未整備箇所への対策についてであります。

これまで、側溝の整備につきましては、住民からの新設要望や町が現地を 確認し、整備による効果等を勘案しながら進めてまいりました。

ご指摘の路線については、これまで新設要望が無いこと、また、降雨の際の苦情対応も無いことから、側溝整備の計画路線として予定されておりませんでしたが、今後の整備箇所として検討してまいります。

16項めは、運上屋川の安全安心の対策についてであります。

運上屋川及びポン岩内川については、老朽化した護岸の補強や河川内の草 刈及び中州の撤去などを定期的に実施し、河川管理に努めているところであります。

こうした中、河川の氾濫に伴う被害は、ここ30年間では無いものの、近年の降雨強度は非常に強い傾向にあることから、高水位高さに近づいた箇所もあったところであります。

このようなことから、引き続き老朽化した護岸の補強や河川内の草刈及び中州の撤去などを行い維持管理するとともに、加えて、危険箇所の部分的なかさ上げなど対策工の必要性を検討してまいりたいと考えております。

また、中・長期的には、今後計画されている高校前通りの街路計画での宮園橋の架替、さらには、薄田通りの街路計画による柳橋の架替工事に伴う護岸の改修が一部おこなわれることから、これに合わせて、接続する既設護岸についても河川全体の安全性を考慮した抜本的な改修を検討してまいりたいと考えております。

17項めは、総合計画の治水対策見直し強化についてであります。

治水対策につきましては、総合計画にある砂防事業や治山事業、さらには、その他各種補助制度を有効に活用して進めていかなければならないものと考えておりますが、現時点では、降雨時の災害防止対策としてこれらの制度を活用しながら整備を進めることで、十分対応できるものと判断しております。

く再質問>

治水対策では、現在降水によって被害を受けている住民があり、場所も特定されていることから、速やかに廃水処理計画の策定を進め、住民の命とくらしを守るまちづくりのための計画を進めるべきと指摘して終わります。